

6 . 保護期間

有体物に対する所有権などは保護期間というものはありませんが、著作権や特許権、意匠権など知的財産権には各々保護期間が定められており、一定期間創作者に独占的な利益を保障した後は、社会全体の文化や産業の発展のために広く開放するという仕組みになっています。著作権の保護期間は、著作者が著作物を創作したときから始まり、著作者の生存間及びその死後 5 0 年間が原則です（法第 5 1 条）。

無名・変名の著作物（周知の変名は除く）等については、公表後 5 0 年間（死後 5 0 年経過が明らかであれば、その時点まで）となっています（法第 5 2 条）。団体名義の著作物については、公表後 5 0 年間（創作後 5 0 年以内に公表されなかったときは創作後 5 0 年間）となっています（法第 5 3 条）。

映画の著作物については、公表後 7 0 年間（創作後 7 0 年以内に公表されなかったときは創作後 7 0 年間）となっています（法第 5 4 条）。

なお、保護期間の計算方法については、死亡、公表、創作した年の翌年の 1 月 1 日から起算することとなっています（法第 5 7 条）。したがって、2 0 0 0 年中に死亡した著作者が生存中に創作した著作物の保護期間は、2 0 0 1 年 1 月 1 日から 5 0 年間、つまり、2 0 5 0 年 1 2 月 3 1 日まで存続することになるわけです。

なお、著作者人格権に関しては保護期間が定められておらず、著作者が死亡すれば権利が消滅することになりますが（一身専属ですから相続されません）、法第 6 0 条により著作者の死後においても、著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならないこととされているので注意してください。